

鶴見区みんなの健康まつり&食育フェスタ実行委員会 設置規程

(名称)

第1条 この会は、鶴見区みんなの健康まつり&食育フェスタ実行委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 だれもが住み慣れた地域で、健康で自分らしく安心して暮らし続けるためにも、健康寿命の延伸をはかっていくことが重要である。

区民の方々が自身や家族の健康を見つめ直し、日常生活の中で健康づくりを実践していく機会を提供するとともに、作る・食べる・体験することを通じて、食の大切さや作る楽しみ、食べる楽しみなども学べる機会を提供することにより健康なまちづくりを推進することを目的とした事業の企画・運営を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものにより構成する。なお、会議等に参加する委員は、（一社）大阪市鶴見区医師会会長のほか、原則として各団体等から推薦を得た者1名以上とする。

2 委員会には、委員長、副委員長を置く。委員長は、（一社）大阪市鶴見区医師会会長とし、副委員長は、委員長が指名する。副委員長は若干名とする。

3 委員長は、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき又は委員長の依頼により、委員長の任務を代行することができる。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。各団体等からの委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外のものを会議に参加させ、意見等を述べさせることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

（1）鶴見区みんなの健康まつり&食育フェスタに係る事業計画、事業中止及び事業報告に関する事項

（2）その他の重要事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は鶴見区保健福祉センターにおいて処理する。

(経費)

第7条 委員会の経費は、鶴見区役所の関連事業予算をもってこれにあてる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和6年1月25日から施行する。

別表

- ・(一社) 大阪市鶴見区医師会
- ・(一社) 大阪市鶴見区歯科医師会
- ・ 鶴見区薬剤師会
- ・ 鶴見区内地域活動協議会
- ・ 鶴見区地域女性団体協議会
- ・ 鶴見区食生活改善推進員協議会
- ・ 鶴見区健康づくり推進協議会「鶴見ふれんど会」
- ・(福) 鶴見区社会福祉協議会
- ・ 鶴見区保健福祉センター